

## パブリックコメントを踏まえた告示の主な修正点（案）

## 1. 非住宅における変更

## (1) 基準値の変更

## ① 事務所等の空調設備の標準仕様の変更

- 事務所等における基準値の基となる標準仕様について、指摘や実態を踏まえて変更（空冷ヒートポンプチラー（圧縮機台数制御あり → なし））。

## ② 学校の標準仕様の変更

- 1～4 地域において、小中学校教室、高校教室、食堂における基準値の基となる標準仕様について、指摘やヒアリングを踏まえて変更（ガスヒートポンプ → FF式暖房機）。
- 学校等のうち上記以外の室用途（大学の教室、講堂、体育館等）の標準仕様について変更（ガスヒートポンプ → 空冷ヒートポンプチラー（圧縮機台数制御なし））。

## (2) 改修の際の経過措置の設定

- 改修に際しては、一次エネルギー消費量の算定に係る負担が大きいとの指摘を踏まえ、当面の間は従前の基準（PAL/CEC）を適用できることとする。

## 2. 店舗等併用住宅等の小規模な複合建築物の外皮基準の計算方法の特例の設定

- 小規模な複合建築物の非住宅部分については、内部空間のほとんどが屋内周囲空間（ペリメーターゾーン）となり、住宅部分と同様の仕様が適用される場合が多いことから、非住宅部分が 300 m<sup>2</sup> 未満の場合には、外皮の基準として、非住宅の基準（PAL）ではなく、住宅の基準（外皮平均熱貫流率）を適用して計算することも可能とする。

## 3. その他

- 省エネ法施行規則と同様に、地域熱供給の熱を受け入れる場合の換算係数について、熱供給の拠点ごとの実績値等で適切なものを適用できる旨を明記。
- 非住宅における給湯負荷算出時の勘案事項に、節湯器具や太陽熱利用設備の有無を追加。
- 非住宅におけるエネルギー利用効率化設備のエネルギー削減量に

ついて、電気削減分に加え、熱削減分も明記。

- 住宅における暖房、給湯の設計エネルギー消費量の評価において、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を勘案することができる旨を明記。